

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市飯山町岡土地改良区から
役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年7月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	多田羅 年信	丸亀市飯山町上法軍寺1403番地1	平成19年3月31日
〃	宮武 照雄	〃 〃 〃 1515番地2	〃
〃	三原 馨	〃 〃 〃 1595番地2	〃
〃	三原 保則	〃 〃 〃 1958番地	〃
〃	中居 正數	〃 〃 〃 1292番地	〃
監 事	山本 忠正	〃 〃 〃 1120番地	〃
〃	宮武 敦社	〃 〃 〃 1520番地1	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	多田羅 年信	丸亀市飯山町上法軍寺1403番地1	平成19年4月1日
〃	宮武 利孝	〃 〃 〃 1530番地	〃
〃	高尾 勝吉	〃 〃 〃 1115番地	〃
〃	諸角 泰徳	〃 〃 〃 1734番地2	〃
〃	中居 正數	〃 〃 〃 1292番地	〃
監 事	山本 忠正	〃 〃 〃 1120番地	〃
〃	宮武 敦社	〃 〃 〃 1520番地1	〃